

# 山梨県公報

第三百三十七号

令和四年

十二月五日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 道路の区域変更(二件)……………六三二  
○事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者……………六三二  
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………六三二  
○公共測量の実施(二件)……………六三二

## 告示

### 山梨県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和四年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十一号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町清里字念場原三五四五番六六五八地先から	旧	一四・三	四一・二
	新	一九・二	
北杜市高根町清里字念場原三五四五番三四四地先まで	旧	一四・五	四一・二
	新	四一・二	

一九・六

### 山梨県告示第二百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和四年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十一号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町清里字念場原三五四五番二〇七地先から	旧	六・三	一八九・八
	新	八・一	
北杜市高根町清里字念場原三五四五番八三三地先まで	旧	八・五	一八九・八
	新	九・九	

### 山梨県告示第二百七十五号

次の宅地建物取引業者の事務所を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 商号 八光地産株式会社
- 代表者氏名 代表取締役 渡辺 恭久

- 主たる事務所の所在地 中巨摩郡昭和町清水新居一五番地四
- 免許番号 山梨県知事(一)第二五五〇号
- 免許年月日 令和三年七月九日

## 公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智及び小林繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者
- 届出の概要
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
  - 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ロイヤル商事株式会社 代表取締役 原田洋司 東京都豊島区池袋一丁目七番十七号 外二十二者	ロイヤル商事株式会社 代表取締役 原田洋司 東京都豊島区池袋一丁目七番十七号 外二十二者

- 変更の年月日 平成二十九年十二月六日
- 届出年月日 令和四年十一月十四日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和五年四月五日まで

### ● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により都留市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量(数値撮影 デジタル 地上画素寸法12cm)
- 測量の地域 都留市全域
- 測量の期間 令和四年十一月十日から令和六年三月三十一日まで

### ● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲斐市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量(デジタル航空写真撮影)
- 測量の地域 甲斐市(山間部を除く全域)
- 測量の期間 令和四年十一月二十八日から令和五年三月二十四日まで